

## 平成 27 年第 3 回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

平成 27 年 3 月 25 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

議会棟第 1 委員会室

### 2. 委員の現在数

19 名

### 3. 出 席 委 員

1 番 掛 川 正 治	2 番 中 村 良 男
3 番 須 藤 喜 一 郎	4 番 三 須 清 一
5 番 齋 藤 隆	6 番 染 谷 智 一 郎
7 番 新 堀 政 夫	8 番 渡 辺 陽 一 郎
9 番 森 正 昭	10 番 阿 曾 敏 夫
11 番 齋 藤 剛 広	12 番 大 野 木 奥 治
13 番 小 池 良 雄	14 番 早 川 真
15 番 江 原 俊 光	16 番 高 田 勝 禱
17 番 渡 邊 光 雄	18 番 川 村 泉 治
19 番 増 田 勝 己	

### 4. 欠 席 委 員

なし

### 5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	木 村 孝 夫
次長補佐	落 合 敦
農地係長	富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について

- 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 5 号 我孫子市農地改良指導要綱（案）について

#### 報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 農地パトロールの結果について

**議長** 定刻となりました。本日の議事に入る前に、農業委員会総会を傍聴したいという方がありますので許可したいと思います。よろしいか、お諮りします。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

**議長** 開会前に事務局から追加資料の説明をお願いします。

**事務局** 本日お手元に配布させていただきました追加資料について私のほうからご説明させていただきます。

まずA4の農地パトロールの結果ですね。別紙1となっております。こちらに農地パトロール調査をした結果がございます。

それと、農地法の改正に伴います農地台帳及び地図の公表についてということで、この前書きというもの、後ほど事務局からご説明がありますのでその際にご覧になっていただければと思います。

それと、本日議案になっております要綱の中での別表第1、A3判のものでですね。こちらの差し替えのほどをお願いいたします。

次に、前回の総会の議案の中で農用地利用集積配分計画、その中で委員さんのほうから農地中間管理事業の規定をいただきたいということでしたので、本日皆様のほうに配布しておりますのでよろしくをお願いいたします。

あと東葛第34号の普及だよりが配布になっております。

それと、身分証明書ができましたので皆様の机の上に置いております。大変遅くなりまして申し訳ございませんでした。

私のほうからは以上でございます。

**議長** ただ今から平成27年第3回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員19名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 新堀政夫委員

8番 渡辺陽一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第5号までの5議案についてです。

議案第1号は「農地法第4条の規定による許可申請について」です。申請件数は2件です。

議案第2号は「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」です。申請件数は1件です。

議案第3号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は、新規の賃借権設定が10件、再設定の賃借権設定が6件の合計16件でございます。

議案第4号は「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について」です。

最後に、議案第5号は「我孫子市農地改良指導要綱（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の整理番号1番を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1番についてご説明いたします。議案資料は1ページからです。

申請地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,820m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の東約700mに位置しています。申請人は申請地の隣地に住む会社員で、太陽光発電施設を設置するために農地転用を行うものです。申請地のうち、太陽光発電そのものの施設は約1,000m<sup>2</sup>で、残りは施設の管理用地、搬入路として利用するものでございます。

事業費はすべて建設費であり、総額〇、〇〇〇万円については金融機関から借り入れする予定です。これは金融機関の融資証明書により確認できております。

なお、発電については東京電力への売電価格が1kwh 当たり税別32円で、20年間の固定買い取り契約となっております。

また、埋蔵文化財の包蔵地に関しては対象外とのことです。  
その他法令については特にございません。  
事務局からは以上でございます。

**議長** 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** 整理番号1について調査結果を報告します。申請人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、市街地化が見込まれる区域で小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

申請人は耕作する時間が取れず、隣地に住む母親及び祖母も高齢で耕作が難しい状況であることから、太陽光発電施設を設置するものです。なお、この土地以外に太陽光発電施設に利用できる土地はないとのことです。

申請地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透とするとともに、日影にも配慮し、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことです。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では農地法第4条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。よろしくをお願いします。

**議長** これより議案第1号整理番号1番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの声がありました。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1番を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2番を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 整理番号2番についてご説明いたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は同じく〇〇字〇〇〇〇〇〇地先の畑一筆、整理番号1の隣に位置し、面積は670m<sup>2</sup>です。

申請人は整理番号1の申請人の親族3人です。相続による共有名義で、同じく太陽光発電施設を設置するために転用を行うものです。

事業費はすべて建設費であり、総額〇、〇〇〇万円については金融機関から借り入れする予定でございます。これは金融機関の融資証明書により確認できております。

なお、東京電力への売電価格は1kwh当たり税別32円で、20年間の固定買い取り契約となっております。

また、埋蔵文化財の包蔵地に関しては対象外とのことです。

その他法令については特にございませぬ。

事務局からは以上でございます。

**議長** 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** 整理番号2について調査結果を報告します。

申請地の農地区分については、市街地化が見込まれる区域で小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請人は高齢等で耕作が難しい状況であることから、太陽光発電施設を設置するものです。なお、この土地以外に太陽光発電施設に利用できる土地はないとのことです。

申請地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透とするとともに、日影についても配慮し、隣接土地には迷惑がかからないようにするとのことです。

以上の内容を基に審議したところ、第2調査会では農地法第4条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

**議長** これより議案第1号整理番号2番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2番について採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 2 番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第 2 号を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案第 2 号についてご説明いたします。議案書は 2 ページです。

議案第 2 号「農地の公売の参加に係る買受適格証明書願について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 27 年 3 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 13 ページからとなります。

これは税務署が差し押さえた不動産を入札により売却する公売に参加するため、あらかじめ農地権利取得の資格の有無について審議するものでございます。

願出人は柏市の農事組合法人で、今回は整理番号 1 番の 1 から 2 までの二筆の田、合計面積 794m<sup>2</sup>について公売に参加を予定しております。

買受所在地は〇〇字〇〇〇、J R 成田線〇〇駅の南西約 700m、ふれあいラインの南側、農振農用地内に位置しております。

農業経営の実態については議案資料 20 ページに掲載しております。経営面積は 55.44 アール。すべて借受地です。

また、専農者数は計 3 人で、いずれも年間農業従事日数が 150 日以上となっております。トラクターや田植機もそろえております。

事務局からは以上です。

**議長** 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** 議案第 2 号について調査結果を報告します。

願出人の法人は農業経営の拡大のために平成 27 年 5 月 19 日の公売の入札に参加することです。農地取得後は米の生産・販売を予定しています。通作距離は 15km で、車で 25 分だそうです。

なお、買受地は水利等、周辺農家との協調が必要であることから、周辺農家との連携を密にし、周辺農地に迷惑をかけない旨の書面が届いております。

以上、農作業常時従事要件、下限面積要件等を満たし、また、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。よって農地の公売の参加に係る買受適格を証明すべきものと全員一致で判断いたしました。

以上です。

**議長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号について採決します。買受適格を証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり買受適格証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を願います。

**事務局** 議案書は3ページとなります。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は24ページからとなります。新規の権利設定が整理番号1番から10番までの計10件、再設定が11番から16番までの計6件でございます。

整理番号1番と2番は借受人が同一のため一括でご説明いたします。

整理番号1番の所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先で田3筆、合計面積は1,869m<sup>2</sup>です。借受人は〇〇〇〇に住む農業者です。

整理番号2番の所在地は〇〇〇地先で田二筆、合計面積が3,282m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号3番、4番、13番はいずれも借受人が新木の農業生産法人です。

整理番号3番の所在地は〇〇地先で田一筆、面積が1,004m<sup>2</sup>です。整理番号4番の所在地は〇〇字〇〇地先ほかです。田10筆、合計面積が1万8,638m<sup>2</sup>の借り受けとなります。整理番号13番の所在地は〇〇〇地先で田一筆、面積は3,000m<sup>2</sup>となります。

次に、整理番号5番は所在地が〇〇〇〇字〇〇〇地先で田3筆、合計面積は980m<sup>2</sup>です。借受人は白山のNPO法人です。

続いて、整理番号6番です。所在地は〇〇まる地先で田一筆、面積は3,067m<sup>2</sup>です。借受人は〇〇に住む農業者です。

整理番号7番の所在地は〇〇〇地先で田4筆、合計面積は8,000m<sup>2</sup>を借り受けることになります。借受人は柏市の農業生産法人です。



次に、整理番号 8 番、9 番、15 番、16 番はいずれも借受人が〇〇に住む農業者です。

整理番号 8 番の借受地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆 2,935m<sup>2</sup>及び〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆 830m<sup>2</sup>で、合計面積は 3,765m<sup>2</sup>です。整理番号 9 番の所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先ほかで田二筆、合計面積 5,495m<sup>2</sup>を借り受けるものです。整理番号 15 番の所在地は〇〇〇〇地先で田二筆、合計 6,308m<sup>2</sup>を借り受けるものです。整理番号 16 番の所在地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 3 筆及び〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積 1 万 1,688m<sup>2</sup>を借り受けるものです。

整理番号 10 番の借受地は〇〇〇〇地先の田で計 7 筆、合計面積は 1 万 9,914m<sup>2</sup>です。

整理番号 11 番及び 12 番の借受地はいずれも〇〇〇〇地先の田で計 3 筆、合計面積が 7,709m<sup>2</sup>です。借受人は〇〇に住む農業者です。

最後に、整理番号 14 番の借受地は〇〇〇〇地先の田一筆、697m<sup>2</sup>です。

事務局からは以上です。

**議長** 続いて、高田第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いいたします。

**高田勝禎調査会長** 調査結果を報告します。

整理番号 1 番、2 番の借受人は〇〇〇〇にお住まいの農業者で、年間農業従事日数は 300 日、妻及び子供とともに自作・借受合わせて約 2.4 ヘクタールの田畑を耕作しています。借賃は 10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg で、10 年間の権利設定です。

整理番号 3 番、4 番、13 番はいずれも借受人が新木の農業生産法人です。家族経営で、農業従事者 4 人のうち 3 人が年間従事日数が 270 日以上、残り一人は 100 日です。いずれも借賃が 10 アール当たりコシヒカリ一等米 60kg です。整理番号 3 番と 13 番が 6 年間、4 番が 10 年間の権利設定です。

次に、整理番号 5 番の借受人、白山の NPO 法人は農業従事者数が 20 人と報告されています。この NPO 法人はすべて借受地の田 4,495m<sup>2</sup>及び畑 2,069m<sup>2</sup>、合計 6,564m<sup>2</sup>を耕作しております。借賃は 10 アール当たり 2 万円で、権利設定期間は 3 年です。

続いて、整理番号 6 番の借受者は〇〇の農業者です。自作・借受合わせて約 6.47 ヘクタールの田畑を両親及び妻と耕作しています。借賃は 10 アール当たりコシヒカリ一等米 120kg です。6 年間の権利設定です。

整理番号 7 番の借受者は柏市の農業生産法人で、田畑合わせて約 3.13 ヘクタールを社員 5 人で耕作しています。借賃は 10 アール当たりコシヒカリ玄米 90kg、または J A 出荷価格とのことです。権利設定期間は 6 年です。

次に、整理番号 8 番、9 番、15 番、16 番の借受者は〇〇の農業者で、自作・借受合わせて約 14.43 ヘクタールの田畑を家族 4 人で耕作しています。借賃は整理番号 8 番及び

16番が10アール当たりコシヒカリ一等米90kg、9番が同60kg、15番が同30kgです。権利設定期間は、8番・9番が10年間、15番・16番が6年間です。

次に、整理番号10番の借受人は〇〇市に住む農業者です。自作・借受合わせて約1.9ヘクタール耕作しています。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米120kgで、3年間の権利設定です。

続いて、整理番号11番及び12番の借受人は夫婦で専業農家を営んでおります。自作及び借受の田畑、合計約7ヘクタールを耕作しています。借賃は10アール当たりコシヒカリ玄米90kgで、6年間の権利設定です。

整理番号14番の借受人は自作・借受合わせて約2.3ヘクタール耕作しています。借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米30kgで、10年間の権利設定です。

以上です。

**議長** これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

**渡辺陽一郎委員** 整理番号5番のNPO法人手賀沼トラストに関する資料のほう少し。これで耕作できるのかなということも考えて定款を出していただきました。今回は調査会のほうでも、NPO法人として耕作がもう既にやられているということもあって大丈夫だろうということだと思うんですけども、今後こういうかたちで出た場合には資料としてこれでは畑を借りて耕作ができるとは見られませんので、定款だけではなくて機械とか従業員とかが分かる程度の資料を添付していただきたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

**議長** ただ今の質問に対して事務局。

**事務局** 調査会の時、定款ということだったのでご用意したんですけども、そういう実態がより詳しく分かるような資料を今後皆さんに提出したいと思います。よろしくお願いします。

**渡辺陽一郎委員** よろしく申し上げます。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号について採決をします。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

賛成多数と認め、議案第3号は原案どおり決定することといたしました。

高田第2調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は33ページからとなります。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署より利用状況確認依頼があったものでございます。これを受けて地区担当委員と事務局とで現況確認をしたものです。

事務局のほうからは以上です。

**議長** それでは整理番号1から各委員さんから報告をお願いします。

整理番号1について斎藤剛広委員、報告してください。

**斎藤剛広委員** では結果を報告いたします。2月の24日の朝、木村さんと現場を見て、耕作していることを確認いたしました。

以上です。

**議長** 続いて、整理番号2について川村泉治委員、報告をお願いします。

**川村泉治委員** 同じく相続人〇〇さん、我孫子市〇〇〇字〇〇〇〇、〇〇〇番ほか5筆を2月23日事務局員と確認にまいりまして、農地として間違いなく使用していることを確認いたしました。

以上でございます。

**議長** 引き続き、森正昭委員、よろしくをお願いします。

**森正昭委員** 調査結果を報告いたします。2月18日我孫子市〇〇の農地を飯塚さんと確認いたしました。適正に耕作されていたことを確認いたしました。

**議長** 整理番号4は須藤委員、報告をお願いします。

**須藤喜一郎委員** 〇〇の〇〇さんの相続人の〇〇さん、〇〇〇、〇〇〇番ほか4筆、耕作していることを確認しました。

**議長** 続いて増田勝己委員、報告をお願いします。

**増田勝己委員** 報告いたします。我孫子市〇〇〇〇番地〇〇さんの田んぼ計6筆、1万6,203m<sup>2</sup>。現地を確認したところ、確実に耕作していることを確認いたしました。以上です。

**議長** 続きまして、渡辺陽一郎委員、整理番号6について報告をお願いします。

**渡辺陽一郎委員** 去る3月3日、事務局落合さんと共に相続人〇〇さんの土地、畑2筆が確かに耕作されていることを確認いたしました。

**議長** 地区担当委員さん方、ご苦労さまでした。

以上、すべての報告が終了しました。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見のある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 議案第4号「下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます」ということなのですが、利用状況の確認依頼の該当者は、前は解除になる1年前でしたけど、今月の確認でこれから税務署が解除の通知を出すんですか。それともいつこの対象者が該当というか。昔の税務署は1年前にという話で確認依頼があったと思いますが、今は幾日前、何ヶ月前なのでしょうか

**議長** 事務局。

**事務局** お答えします。それについては税務署のほうからは特にうちのほうには何も言

ってこないの、恐らく税務署は税務署でうちからの報告を受けてから事務手続きをやっ  
て解除することになると思います。そこまで細かくは税務署から私どものほうに説明は来  
ておりません。ただ、例年の事例からいきますと、大体この通知が来て1年前後の間に解  
除というか、明けの通知は送られているようですというところまでしかちょっとお答えで  
きません。

**阿曾敏夫委員** いや、実はね、この議案資料の6番目の〇〇さんに聞いたところ、解除  
の通知というか、来ましたというようなことを聞いたものでね。だからこの辺の確認は、  
この人たちの確認例が今でも追認というかたちになるのかなと思って質問したような次第  
です。ちらっと聞いてみたところ、昔は大体1年前にという確認調査というか、依頼があ  
ったんだけど。

**議長** 事務局。

**事務局** それについては先ほども言ったんですけども、ちょっと私どもも税務署のほう  
もその辺のところは特に詳しく説明はしませんので、正直なところよく分からないという  
のが実態ですね。ただ、まだうちのほうはこれ、かけてから出しますので、税務署のほう  
には通知が行っていませんので。

**阿曾敏夫委員** 来ていると言っていました。

**事務局** よく分からないですけど、少なくともこの分については、いくつかほかにも持  
っていればほかに通知が行っている可能性があるんですけど、今回の分についてはこれま  
でうちから確認したという通知は送っていませんので、また別の分じゃないかと思うん  
ですよ。人によって複数相続されていて適用を受けている方もいらっしゃいますので。

**阿曾敏夫委員** いや、私もね、この〇〇さんのやつは親戚の弁護士と一緒に納税猶予の  
手続きをやったほうだからね。議案書来て聞きに行ったんですよ。そしたらそういうふう  
なことで、解除の通知が来ちゃったよなんてちらっと言われたもので、なんだか話がね。  
従前はとにかく1年前というかたちで。その前は確認調査というやつはなかったんだよね。

**阿曾敏夫委員** いや、前には。最初なくてね、それでふいに来て、それじゃあ困るじゃ  
ないかと。

**阿曾敏夫委員** いや、本当は。

**議長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**議長** 再開します。

議案第4号に対する質問、そのほかございませんか。

(なし)

それでは議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。原案どおり報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり報告することにいたしました。

続きまして、議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の15ページをお開きください。

議案第5号「我孫子市農地改良指導要綱(案)について」。我孫子市農地改良指導要綱(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成27年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案の追加資料をご覧いただきたいと思います。要綱のところでございます。

先月の第2回総会後の報告においては、農地改良指導要綱(案)について皆様方からさまざまなご意見が出されました。また、この3月議会の環境都市常任委員会でもご意見が出されました。こうした意見等について先般開催された役員会で協議した結果が、本日議案として提出された指導要綱(案)でございます。

それでは第2回総会後に変更した箇所を中心にご説明いたします。

まず第4条でございます。要綱設置に当たり、参考の一つとしたさいたま市の指導要綱では「農地法第4条または第5条の規定に基づく農地転用許可の対象とする」と明記しております。他市町村の同様な指導要綱ではそのほとんどが軽微な改良を対象としたものですが、私ども我孫子市の要綱においては農地法第4条、5条にも適用することを明確にすべきと考え、ここでの条項に盛り込んだものでございます。

続きまして、第5条第1項に第9号を追加しました。農地改良は第1条(目的)にもあるとおり優良な農地の保全維持が重要であり、単なる盛土でなく、農地改良後に再び作付けが的確に行われるよう「作物の生育に適する土壌を用いて覆土すること」、この条項を

盛り込むものでございます。

続きまして、第5条第1項第8号に「事前説明報告書」（様式第12号）を追加しました。住民から出された意見要望等に対する事業者からの回答欄をこの様式に入れるものでございます。

続いて、第6条の見出しから「許可」を削除。本要綱はあくまで農地改良に伴う必要な指導について農地法に明記されていない事項を最小限規定したものでございます。申請までの指導に特化するものでございますので、あえてこの「許可」を含めた一連の流れについては今回のところから削除することにいたしました。

第8条。要綱第4条のとおり、あくまでも農地法第4条及び第5条による農地改良の許可であることを明記するものでございます。

なお、一番最後になりますけれども、附則、この日付が空欄となっております。役員会では一定の期間を設けて申請を行おうとする人たちに対して周知を行うべきだという意見がある一方、一日も早く施行し、駆け込み申請を防ぐべきだという意見も出ております。そこでこれは総会で決めるものだというので、今回は日付については空欄としております。

事務局からは以上でございます。

**議長** それでは議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 2月の総会でも私申し上げましたが、この第1条、農地法（昭和27年法律第229号）というやつ、前回は7月15日と日にちは書いてあったんだけど、229じゃなくて29号と書いてあったので番号が違うんじゃないかなという話をしました。今回は日にちが入ってないんですが、私が六法全書の見方という本で調べたところ、本来この日にちは公布の日にちであって、法何番というやつはその年に交付された法律の番号だというような解説がしてあります。ここまで書くんだったら交付された日にちも入れておかないと。それとこの3条の昭和43年法律第100号ですか、これはやはり法律の本を見ると交付された日にちが入っているのが本来の法律文書なんだけど、この辺は。前回の時には229じゃなくて29号というかたちで私注意したと思ったけど、今回は日にちが入ってないんですが、この辺記入したほうがいいと思います。

**議長** 事務局。

**事務局** 今のご指摘の件でございます。私ども、この要綱を作るに当たり、例えば先ほどの許可を含めていろいろ、本当に完璧に全部の条項を細大漏らさずやると、例えばこれはもう 30 条、40 条、いろんなどころでかなり膨らむものだと思います。これについて市の法制担当にも確認しておりまして、特段日付については言われませんでした。私どもはこの農地法若しくは都市計画法を特定できるようなものであればよいかなというふうなかたちでこういうふうな表記にいたしました。

以上です。

**阿曾敏夫委員** ぜひ日にちは公布年月日だからね、入れておいてもらわないと、せっかくの要綱が格付けから言ってね。

**事務局** 市のさまざまな条例の著し方、法律の引用の仕方とか、それにならってやっているわけなんです。例えば埋め立て条例だとか採石法であるとか環境法であるとか、そういった法律から引っ張ってきているんですけども、それにも日にちは出てないんですね。表紙と法律の番号だけしか出てないので、それにならって今回も日にちは入れずに法令番号だけ付けたということです。

**阿曾敏夫委員** いや、我々ね、法律の本を見たって日にちが入っているからさ、この番号はその年の法律が制定された番号順に 1 番からずっとやっているわけだからね。前は 29 号というだけで、私また質問したけどね。別に正しく入れておいたほうがいいんじゃないかなと。格調高い要綱ですからね。

**議長** これについて。

渡邊委員。

**渡邊光雄委員** 市にね、法規担当とかいるわけですよ。そういった条令とか要綱とかについての資料を出してもらっているわけでしょ。そういう意見はどうなの。

**議長** 今、局長が答えて。先ほど。もう一度じゃあ。

**事務局** 日にちまでは入れてないと思います。全部確認しているわけではないんですが、たまたま手元には埋め立て条例、今回条令に関して議会で議案として上げたものがあるんですけども、その中には日にちは入れてなかったですね。そこでもいろんな法律を引っ張ってきましたけども。そういうことでここには入れてないと。



**渡邊光雄委員** それからも一つ。今年の施行日、この辺についてもやはりいろいろ関係があるので、法規担当はどのような意見が。この前私が質問したときに調べておくというようなお話をしたんですが、その辺はどうなったんでしょうか。

**事務局** 申請者に指導を行うものであるから一定の周知期間は必要であろうというような意見でした。ただそれは1ヶ月というふうに決まったものではなく、農業委員会の判断でもうけるべきもので、決まり事はないですよというような話がありました。

**議長** 事務局、この前の役員会内容を報告してください。

**事務局** 今、私、説明では4月1日という意見もあったし、もしくは4月の13日。これはなぜ13日かというと、ある程度、1ヶ月は取れないにしろ、例えば2週間とか、そうしたときに取ると、ちょうど4月の概ね6日から10日になっております申請期間の終わった翌日ですね。これは土日をはさむので13日ぐらい。そういうふうな意見もございましたけれども、意見としては4月1日がすう勢というのが私の印象でございました。

以上です。

**議長** 掛川委員。

**掛川正治委員** 我々農業委員会がこういう事件に真摯に向き合い、住民の声を聞きながら、本当に優良な農地を作るんだという意思の下、なるべくいさかいがないようにということで、千葉県初の、まさに農地改良の指導要綱がここにできたということにまず敬意を表したいと思います。いろいろこの件ではやってまいりましたが、やっぱり指導に対してはよく国も指導要綱とか政令とか、そういうのもって法律じゃない解釈の中で結構指導してきたんですね。ですから、やっぱりこういうときは強い意思、また強い態度、強い姿勢、そういうものが大変大事だと思うんですね。ですから、やるからには告知するということも大変大事ではありますけど、これだけ固まってきますと逆に早くこの要綱を世の中に、日の目に出すと、そういうことで我々の農業委員会、または我孫子市の姿勢がきちんと見えるような気がするんですね。ですから、今次長から話がございました。役員会でもいろいろ話があったと思いますが、私としましてはきりのいい、年度が変わる4月1日をもってこの指導要綱を世の中に、日の目に出すということが一番いいんじゃないかなと強く思っておりますが、皆さんの意見はどうでしょうか。

**議長** 4月1日という意見も出ました。そのほかありますか。

江原委員。

**江原俊光委員** その日にちの件なんですけれども、やっぱりこれ周知期間は必要だと思うんですね。その中で、例えば2週間、14日は告知するというようなかたちで、税法上でもそういうかたちがあるんで、これ最低でも2週間はやっぱり置いておくべきではないかと私は思うんですけれども。今25日ですので、今日から14日というかたちですかね。きりのいいところでもいいんですけど、最低14日は必要ではないかと私は思っております。

以上です。

**議長** それでは先ほど阿曾委員から提案された日付ですか、各法令、これを要綱にも入れると、そういう提案でありました。それについては聞いたほうがいいですか。

(入れるほうがいいという意見あり)

**議長** じゃ入れることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

ありがとうございます。それでは事務局のほう、日付を入れるということでお願いします。

それから、今、掛川委員さんから提案がありました、これ早くて1日ですか、これに賛成の委員はまた挙手をお願いします。

(挙手多数)

ありがとうございます。挙手多数と認めて。その方向で進めてください。

ほかのところはいいですか。

早川委員。

**早川真委員** 今、日付のところ、どちらのほうがいいのかなというのは苦しいところだと思います。というのは、私もこれ早く我孫子市の農業委員会の意思というものを示していくという意味では、1日からがいいのかなと思います。なぜかというと、要綱というのは万が一施行される方が、いやいや、法にのっとってやるからこういったかたちで、いや、うちはこういうふうにやらせてもらうよといったときに強制力がない。罰則がないということ言えば、周知期間というのがなくても市の意思を強く出すということで1日からでもいいのかなと思ったんです。ただ一方、罰則がない、つまり強制力がないということであれば、例えば今回菱田の件では施行される方が地域の方のいろんな意向を聞いて、やはり今何か取り下げの方向でというかたちになったと聞いておりますけれども、そういった理解のある事業者の方でなかった場合ですよね。そうするとこの要綱では止められないとい

う事態も出てくるのかなあとと思います。今後はいろいろなパターンの実態なんかを勘案しながらこの要綱そのものをもう少し厳しく改正していくことも必要であろうし、いろいろな司法局とも協議し、他市の事例なんかも考えながら条例というものを検討できるのであれば罰則もできる。その場合は十分な周知期間というものを置かなければいけないのかなと思うので、少しいろいろなパターンを見定めながら。市内にも耕作してない盛土の実態というのもありましたし、今回のようなことがこれからも起こらないとも限らないので、今後その辺は十分農業委員会のほうとしても事態を見ながらこの要綱についても柔軟な対応をしていただけたらなあ。日付も含めてということですけど。ちょっとどっちに手を挙げたらいいのかなと迷ったところでした。

以上です。

**早川真委員** そうですね。要綱ですので。これがもし条例とか、いわゆる強制力があるならば当然周知期間はしっかり取らなければならないと。

**事務局** 農地造成ってそもそも農地の効用を増すための行為なわけで、そういう意味では農地法の趣旨に沿った方法だと思うんですね。それを一定の基準で強制的にこういうふうにしなさいよというのは、これは妥当ではないというふうに思うんですね。だから我々が調べた範囲でこういった条例が見つけられなかったんですね。だからみんな要綱でやるということだと思うんですよ。我々が参考にしたさいたま市でも、前回、前々回報告したと思いますけども、要綱でも十分皆さん守ってくれますよという話です。ですからしっかり説明して協力を求めれば、要綱であっても実効性は得られるのかなあと思っていますのでそこら辺のところしっかりとやっていきたいと思います。

**早川真委員** そうですね。農業委員の皆さんにいろいろご議論いただいて、問題点を明らかにしていただいて、それに基づいて住民の皆さん、それから議会のところでもいろんなことが完治されて、最終的には行おうと思っていた方々が要綱には抵触しないような内容だけれども、まあこれは住民の皆さんの意向を踏まえましょうというかたちで取り下げの方向と聞いてこれはこれでよかったかなあと思うんです。けれども、実際の数字とか、そういったものについてはこの要綱ではちょっと当てはまりませんし、できちゃうような状況がありますので、農用地内で融通性があればこれで十分だと思うんですけれども、やっぱり住宅地の中となるとなかなかそこは。今回はたまたま取り下げただけだけれどもいろんな課題が残っているので、今すぐどうこうじゃなくて少し柔軟にいろいろこの内容もね、実情に踏まえて解析していただければと思いますし、仮に全国的に何か条令的なところをやったところがあれば少しそこで見させていただいて、それも選択肢の一つかな

という。

**事務局** 今回の問題の一つというのは、要はこれ申請が出てきたときに明らかに高いと思ったけども、じゃいくらにすればいいのか一切なかったからわけですね。どこまでならいいんだというような指導は一切できなかったということなんで、まずはしっかりと基準を設けましょうということだと思いますので、これでやらせていただいて。

**早川真委員** 最初の担保ですね。

**議長** そのほかありますか。

渡邊光雄委員。

**渡邊光雄委員** この前役員会でいろいろ協議したこの指導要綱について協議したことだというふうに思っています。そのことについて、その内容についてどういう点がどうだったかという点がございましたらご説明願いたい、そのように思います。

**議長** 事務局、報告をお願いします。

**事務局** 私、この議案説明の時に申し上げましたとおり、いくつか皆さんから、そして議員の皆さんからのご提案、ご要望、それについて皆さんに報告しまして、その中で逐次といたしますか、いろいろご意見をいただいてここに至ったものでございます。

反映されなかったものについて少しご紹介いたしますと、例えば罰則規定を設けるとか、そういった意見については要綱の性質上そこまではできないとか、そういったこともありました。

あとボーリング等についてもきちんとそういったデータを求めるということでございますけれども、これについてはそもそも公害を基に発生、それをベースに作られた県の残土条例とか、また市の埋め立て条例とかありますが、そちらのほうできちんと対応してもらおうということで、それはそちらのほうで。そんな意見も出されたことを今ご紹介いたします。

**議長** 阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 第5条の指導事項というかたちで(8)近接する周辺住民に対して農地改良事業の説明を十分行い、その結果、住民から出された意見要望等を周辺住民への事前説明報告書(様式第12号)というのはどんな文言になっているんですか。

議長 事務局。

事務局 それでは今日皆さん 19 人分は用意してなかったんですけども、これをちょっと回覧というか、お返しします。まず読み上げます。

様式第 12 号。今回新たに作ったものでございます。

周辺住民への事前説明報告書ということで、まず業者が説明した日付、説明を行った住民の住所、氏名、そしてその住民から出た意見等。その意見等に対する回答。これは業者のほうがどういふふうに対応するかということです。そして説明員氏名。この 5 項目について後ほど報告していただくというふうになっております。これ回覧というか。

阿曾敏夫委員 いや、どんなふうな。文言が分からなくて様式何号と言われちゃってもね。

事務局 すみませんでした。じゃあそういうことでございますので、今皆さんにお一人ずつ。

阿曾敏夫委員 それと連動してですが。

事務局 ございますか。入っていましたっけ。

(発言あり) 入っているはずだよ。

阿曾敏夫委員 入っている？

事務局 失礼しました。あ、役員会ですね。じゃあ今、役員会以外の皆さんにも持ってきますので少々お待ちください。

阿曾敏夫委員 それでこの菱田の問題の現況、この間話としては取り下げの意思があったというように私らは解釈したんですが、その後出されたのか、現段階の状況を説明していただきたいんですが。

議長 事務局。

事務局 後ほどこれについてはご報告しようと思っていた件でございます。

去る 3 月 8 日に開催された地元住民説明会の翌日、3 月 9 日になります。事業者である

倉田建材社長が農業委員会事務局を訪れ、今回の許可申請を取り下げたいということで、地権者の人数分の4通の許可申請取下願を持ち帰りました。なお、今日現在までの状況でございますが、地権者と事業者との連名の取下願が3通届いております。

以上です。

**阿曾敏夫委員** 取り下げということに関連するんですがね、10月から3月、半年だよ。これだけ農業委員会を騒がせて、みんな貴重な時間を割いて、心労があつて、ただ取り下げるといふかたちじゃなくて、取り下げ理由の中に陳謝の文言くらいは必要じゃないかなと思つてあえて現段階でどうなんだということを質問したような次第です。その辺、当委員会として会長どう思いますか。10月から3月までこれ継続、継続といふかたちで。

**議長** 暫時休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。そのほか意見はありますか。

**渡邊光雄委員** 7条の4項(4)建設残土を使用しないことということで非常に抽象的なんですが、建設残土の定義について埋め立て条例か何かに載っているんでしょう。この建設残土はこういうものだという、ほかの建設残土条例があるわけでしょう。それに合うようなものにするということにしたらどうですか。私は建設残土が非常に大雑把でちょっと分からないので、建設条例か何かに基づく建設残土というような定義をしていただければ非常にありがたいなあと思っています。

**議長** 事務局。

**事務局** おっしゃった建設残土については、例えば手賀沼課の埋め立て条例、県の残土条例のほうでもそこはきちっと規定しております。この書き方については私どものほうのいろいろなところでよりどころにしております。県の農地転用の事務指針に基づいてこういう表記にしたものでございまして、実際の運用についてはそういったところも心がけていきたいなと思っております。

**渡邊光雄委員** だからこの建設残土というものの定義の中に千葉県が残土条例というものをに入れておけば、非常にはっきりしていいんじゃないの。ただ建設残土という大雑把な

定義で規定するよりも、県のそういう条令に合うという意味でそれに載せておいたほうが一番いいんじゃないの。そうすれば定義がはっきりするでしょう。

**議長** 事務局。

**事務局** そうですね。先ほど来になるんですけれども、私どもの指導要綱ではここについては全部事細かに規定していくようなものではないというふうに考えておりました。この中で、先ほど言いましたように、これは例えばうちのほうの手賀沼課のほうともいろいろ連絡を密にしておりますので、運用の中では間違いないと思っておりますので、これで行かせていただきたいと思えます。

**議長** これについて意見ございますか。

**渡邊光雄委員** だから、これにカッコ書きで千葉県建設条例とか、じゃああると思うので入れておけばいいんじゃないの。そうすればそういう建設残土がどういうものかはっきりしていいんじゃないの。

**議長** 事務局。

**事務局** そうですね。建設残土についても段階がいろいろありまして、そういったものも含めてほかの条項とも均衡をとれるようなかたちでこういうふうにしたものでございます。それでもまた1年とかたって、どうしても運用について支障が生じれば、そのときまた皆さんでご審議していただければと思います。

**渡邊光雄委員** 了解しました。しょうがない。

**掛川正治委員** このぐらいはっきり書いておいたら建設のそういう残土に狙われないというあれもあるからさ。

**渡邊光雄委員** だから、削除しろと言っているんじゃないの。建設残土がどういうものかということ、そういう規定があるからそれを書けばいいだけでしょ。そうすればはっきりして。建設残土っていろいろあるからさ。

**掛川正治委員** だから、その後にそんなの書いていたっていいのになあ。県の条例でや

っているわけだからさ。手賀沼課のそういう埋め立てのあれにも。

**渡邊光雄委員** 条例にね。

**事務局** 一般には、よそのところでは軽微な土地改良については、自分のところの畑の土であるとか、買ってきた良好な山砂以外は認めないという言い方をしている場合もあるんですけども、この辺ではやっぱり建設残土を入れるのが一般的によくやられていることなんで、千葉県も含めて建設残土と表記できているんだと思いますね。これ以外は入れちゃ駄目という表記の仕方もあるんでしょうけども、逆に千葉県なんかは建設残土が持ち込まれることが多いから、建設残土という言い方で強調している可能性はあるかとは思いますが、通常この軽微な土地改良というと自分の畑の土を持ってくると。要は良質な土ですよ。あとは良質な山砂なんか。買ってくるものだと思うんですけどもね。そういったものを入れる場合についてだけ軽微なものとして本来認めるという言い方なんですけども、こういうふうには建設残土は駄目だという言い方を千葉県ではしている場合が多いので、その辺を強調したいんだと思います。

**議長** 意見その他ありませんか。いいですか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号について採決します。「附則について4月1日施行」とし、そのほかは原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第5号は原案どおりとすることに決定いたしました。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** 報告は第1号から第5号となります。議案書は16ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分です。転用目的及び事由は宅地です。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分、3件受理いたしました。転用目的及び事由はいずれも宅地でございます。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。



次に、報告第3号は千葉県農業会議の諮問に対する回答についてです。農地法第5条関係1件を諮問し、許可相当との回答がありました。

続いて、報告第4号は農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第3条の利用権の権利期間終了後に合意解約を行うものです。地目はいずれも畑で、合計10筆、合計面積は4,885m<sup>2</sup>です。

最後に、報告第5号、農地パトロールの結果についてです。

平成26年8月より10月にかけて農業委員会で行った農地パトロールについての報告です。別紙1のとおりでございます。今年度は表中、調査判断が「黄色」となっている耕作放棄地が新たに22件見つかりました。今年度中に適正な利用・管理を求める指導通知を行います。

以上でございます。

**議長** それでは報告第1号から第5号までの報告に何かご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成27年第3回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議長

署名人

署名人